

'26 都個協第 223 号  
令和 8 年 6 月 30 日

会 員 団 体 長 殿  
事 務 取 扱 責 任 者 殿

一般社団法人 東京都個人タクシー協会  
会 長 櫻 井 敬 寛



東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業  
(令和 8 年 1 月～6 月分) の申請受付について

標記につきまして、東京都都市整備局都市基盤部より、「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業（令和 8 年 1 月～6 月分）」の申請受付を開始する旨連絡が入りましたのでお知らせいたします。

本事業は、燃料価格高騰の影響を受けている中小貨物運送事業者、乗合バス事業者、中小貸切バス事業者及び中小タクシー事業者（個人タクシー含む）に対して支援金が交付されるものです。

支援対象、支援内容、申請方法、申請期間、申請書類等の詳細につきましては、本支援事業のホームページからご確認いただきますようお願い申し上げます。また、令和 7 年度同事業に申請され交付を受けた方も今回の交付要件を満たしていれば申請することが可能です。

つきましては、ガソリン等の燃料価格が高騰している状況から、一人でも多くの事業者が本支援事業を活用されますよう事業者各位に周知方お願い申し上げます。

記

■ 東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業 ホームページ

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu\\_butsuryu/nenryou\\_koutou\\_taisaku.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/kotsu_butsuryu/nenryou_koutou_taisaku.html)

## ■主な留意点

### 1. 支援対象

#### ○事業者要件

- ・令和8年1月1日までに関東運輸局東京運輸支局において、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
- ・都内に営業拠点を有する、個人タクシー事業者であること。
- ・令和8年6月30日時点において事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

#### ○車両要件

- ・化石燃料を使用して自ら走行する自動車  
(ガソリン、軽油、LPG、CNGなどを使用する車両)  
※化石燃料を使用したHV車両も対象となります。  
※100%電気自動車・水素自動車は対象外となります。
- ・令和8年1月1日までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、自動車検査証記録事項に記載された有効期間の満了する日が同日以降であること。
- ・事業者要件において定める運送事業の用に供する自動車
- ・支援対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用している自動車

#### ○申請書類（本事業のHP又はポータルサイトよりダウンロードしてご使用ください）

- ◆東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書（第1号様式）
- ◆申請対象車両一覧【タクシー事業者用】（第2号様式の3）
- ◆事業実施に係る許可書（一般乗用旅客自動車運送事業）の写し  
譲渡譲受認可者においては当該認可書の写し  
また、上記に代わり許可期限が有効な期限更新時の「個人タクシー事業の許可等に付した期限の変更通知書」の写しでも可能です。  
※いずれも準備できない場合は、東京運輸支局に許可内容に係る「証明願」を提出し証明されたものの写しが必要となります。東京運輸支局のHPには様式が掲載されております。
- ◆自動車検査証記録事項（A4判タテ）の写し（車検証と同時に交付）
- ◆支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳等の写し等）
- ◆誓約書（第3号様式）

※団体でとりまとめて郵送申請される場合は、確認のために、「申請者一覧」(HPからダウンロード)を添付してください。

※郵送申請の場合は、原則 A4 用紙・ホッチキス止めなしで提出してください。

## 2. 支援内容

○要件を満たす対象車両 1 台当たり 12,000 円

## 3. 申請期間

○令和 8 年 6 月 30 日 (火曜日) ~ 令和 8 年 8 月 31 日 (月曜日)

## 4. 申請方法

○電子申請：

専用ポータルサイトから申請してください。

「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金専用ポータルサイト」

<https://nenryo2026.metro.tokyo.lg.jp/>

○郵送申請 (送付先)：

〒170-0013

池袋サンシャイン通郵便局留

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金 事務局 宛

※封筒の表面に「支援金申請書類 在中」と必ず記載してください。

※郵送物の追跡が可能な、簡易書留、レターパックなどでお送りください。

## 5. お問い合わせ先 (ご不明な点等につきましては下記にお問い合わせください)

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金 事務局

電話 03-6744-7494

午前9時から午後6時まで (土日祝を除く)

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1-14-10 ポプラビル5F

## 6. その他

- ・本事業は、予定台数 (予算額) に達した時点で終了になります。
- ・HPには、「申請の手引」が掲載されていますので、ご確認ください。(申請書等記載例やよくある問合せなど)
- ・HPは随時更新されていますので、適宜ご確認ください。